

募集期間：平成27年10月6日～同年10月30日 **24【個人情報保護委員会】国家戦略特区等提案検討要請回答**

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
<b>1 ビックデータにおける個人情報保護法の柔軟な運用</b>					
048010	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	個人情報保護法第50条	特区において実施するビッグデータの処理・分析等に向けた研究開発に参画する者(民間の研究員等)について、当該研究に限り、法第4章の適用を除外する。	<p>個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究の目的(目的の一部が学術研究である場合でもよい)をもって個人情報を取り扱う場合、第4章の適用を除外することとしている。</p> <p>ご照会のあった個人情報の取り扱いについて、個人情報を取り扱う主体、取扱い目的、方法等をふまえ、現行法に照らし、適用除外に該当する学術研究機関等が学術研究の目的を以てする行為に該当するか否かを検討する必要がある。</p> <p>また、個人情報のビッグデータへの利用を推進するため、個人情報保護委員会が定める基準に則った方法で個人情報を特定の個人が識別できないように加工した「匿名加工情報」について、一定の規律の下で自由な利用を認める制度を新設する等の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年9月に公布されたところであり、本制度の活用をご検討いただくことが考えられる。</p> <p>なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)では、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うこととされているが(同法第3条第2項)、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内であれば利用目的の変更が可能である(同条第3項)。また、利用目的以外の目的であっても、学術研究目的又は特別の理由等があれば、本人同意なく第三者提供することが可能となっている(同法第9条第2項第4号)。</p>
048020	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	個人情報保護法第15条第1項、同条第2項 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成26年12月12日厚生労働省・経済産業省告示第4号)	特区において実施するビッグデータの処理・分析等に向けた研究開発が容易になるよう個人情報の提供に係るルールの明確化や当該条項の柔軟な運用を行う。	<p>平成27年9月に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律の一部を改正する法律」では、個人情報保護法第15条第2項が改正され、利用目的の変更が認められる範囲について、「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」から「相当の」が削られた。これによって、硬直的となっていた利用目的の変更の運用が一定程度緩和されるよう、個人情報保護委員会の策定するガイドライン等によって詳細なところを示してまいりたい。</p> <p>また、個人情報のビッグデータへの利用を推進するため、個人情報保護委員会が定める基準に則った方法で個人情報を特定の個人が識別できないように加工した「匿名加工情報」について、一定の規律の下で自由な利用を認める制度も新設されたところ、これを取り扱うに当たっては、利用目的に関する規律(第15条、第16条及び第18条)及び第三者提供に関する規律(第23条)の適用はない。したがってご照会のあったデータの取扱いについて、匿名加工情報の制度を活用いただくのであれば、加工の元となる個人情報についての利用目的による制約はなく、また、第三者提供も当該個人情報に係る本人からの同意が不要となることとなる。</p> <p>なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)では、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うこととされているが(同法第3条第2項)、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内であれば利用目的の変更が可能である(同条第3項)。また、利用目的以外の目的であっても、学術研究目的又は特別の理由等があれば、本人同意なく第三者提供することが可能となっている(同法第9条第2項第4号)。</p>